

0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
15
20
cm

始



特240
906



大之火



匠意の紙表
寫すの地を法
國師法衣摸

當山第二世特賜智覺普明國師慈像

絹本着色

月舟筆

自讚

縱參尺六寸五分

橫壹尺九寸貳分

讚

辭

毀二
贊ニム
我カ

太

妍ヲ

只二
有ニリ
謗スノ

太

醜ヲ

更ニ

無ニシ

含ムノ

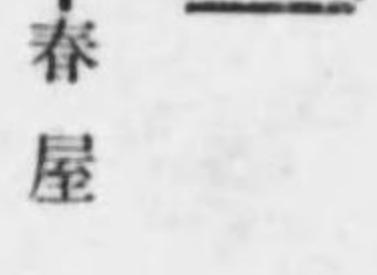
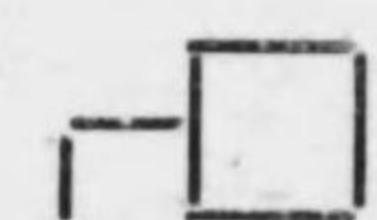
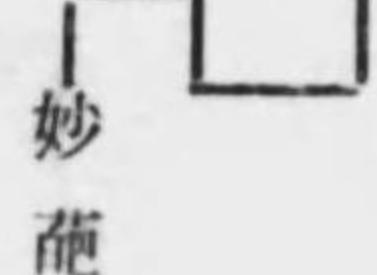
兒ヲ

血ヲ

拳一

口一

相國葩首座



妙葩

春屋



寶什寺國相山本大

特賜智覺普明國師慈像

探幽齋狩野守信筆

眞國師首座
只 無 合 血 口
贊 宵 獨 呆 筒
遵 邑 太 諧
遵 邑 太 諧
蘿 蘿
鑿參只六七五公 許參只二七五公
縣本菴舟 目畫筆 自題
當山參二舟韓昌譽鑿普門禮慈贈

眞國師首座
只 無 合 血 口
贊 宵 獨 呆 筒
遵 邑 太 諧
遵 邑 太 諧
蘿 蘿
鑿參只六七五公 許參只二七五公
縣本菴舟 目畫筆 自題
當山參二舟韓昌譽鑿普門禮慈贈

同

真蹟

紙本墨書

縱參尺六分 橫九寸參分

偈語

衲僧無二剪レ爪之功。學道身心疾レシ
似レ風。若使二暫時モ輕放過一。依前ト落
在ス有無ノ中。

亦許識中

鳳。得。曾。細。鑑。過。蒲。蒸。

歸
歸

同真錄

特賜智覺普明國師墨寶

御内
事の爲
之刀
者を
白山
神社
御内
事の爲
之刀
者を
白山
神社

寶什寺國相山本大

目 次

は し が き	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
御誕生と御幼時	一	御修學と御行脚	二
御修學と御行脚	二	御出世と興隆	三
分座說法、傳法	四	皇室との關係	五
御出世と興隆	五	細川賴之の歸宿と國師の御救濟	六
天龍寺三住	六	天龍寺三住	七
御隱退	七	御隱退	八
幕府の迎招と南禪寺御住山	八	幕府の迎招と南禪寺御住山	九
僧錄司と國師號	九	僧錄司と國師號	十

一頁

十一	通天橋架設	七
十二	寶幢寺御開創	九
十三	大本相國寺の創立と開山	九
十四	同起工と落慶	二
十五	御達和と御入滅	三
十六	御性格其他	四
十七	發願文畧	六
十八	大慧禪師の再來	七

目次終

普明國師
御傳畧
大智の光

はしがき

山紫水明の美を以て海の内外に誇稱する、古の平安の皇都、然も九重の雲深き邊と咫尺の靈地に大伽藍を占め、法の泉は鴨川の清き流と共に混々として絶ゆることなく、六百年來大智の光を挑げて、宇内に耀かしつゝあるものは、臨濟宗大本山萬年山相國承天禪寺が教界に於ける一大權威である。

其の事實上の御開山は特賜智覺普明國師なれども、國師は、先師夢窓正覺國師を推奉して開山に勸請せられ、自ら抑損して第二世の位に降り給ふたのである。

抑も人を推し掛けてども己が先に進み、人の功は奪ふて己の功とするが、現代に於ける弊悪

の世相であるが、遺が道德崇高なる國師は、深く謙讓を守らせられ、御自身の御徳を推して先師に譲り給ふ御心底の尊さは、後世の模範として必ず學ばねばならぬ所である。

昭和十二年は國師五百五十年御遠諱に正當するを以て、御傳記の梗概を記し、普ねく門派一同に宣布して、世出世と共に廣大なる御遺徳を偲び奉るのよすがともせん次第である。

一 御誕生と御幼時

國師諱を妙葩と曰ひ、字を春屋と稱し、丈室を芥室と扁し、又自ら不輕子と號し、特賜徵號を智覺普明國師と曰ふ。

人皇第九十五代 花園天皇の應長元年辛亥十二月二十二日を以て、甲斐の國に呱々の聲を擧げさせられた。俗姓は平氏、母は源氏、即ち正覺師祖とは叔姪の間柄であつた。

母氏嘗て觀世音菩薩に祈願を籠め、一夜雷を呑むと夢みて妊娠した、相者あり母氏の相を觀

て

「此兒は後世必ず天下にらいのを蟲かすであらう」

と豫言した。

甫めて三歳の時、母氏に伴れられて州の淨居寺に詣り、正覺師祖に參謁した、師祖一見して「此兒は俗中の物に非らず、早く良師を擇んで出家せしめよ」

と御勸告があつて、試に般若心經を口授し給ふに、聲に應じて記取せられた、師祖賞嘆して「三歳の小兒にして斯くの如し、後世測る可からず、必ず大器と成るであらう、宜しく大切に保育を加へよ」

との御詞があつた。

文保元年丁巳、師祖は濃州の虎溪山に御隱栖あらせられた、父母は國師を送つて師祖の侍童とした、師祖は毎日法華經一卷宛を課授せられたが、授かるに隨つて能く誦み得、人皆感嘆し

て神童と稱した。

二 御修學と御行脚

元應元年、師祖が三浦の泊船庵に徙り給ふや、國師は之に隨行せられた。

元亨二年壬戌、甲州に歸り、滿翁和尚に就て典籍を學び給ひしは十一歳の時であつた、滿翁は痛く策勵を加へ、國師も亦枯木を燃して燈火に當て、専ら勉學にいそしまれた、其苦學振りは連も十一歳の少年の所作とは思はれなかつたといふ事である。

正中二年乙丑秋、師祖は、勅命を奉じて御入洛の途次、甲州を經て虎溪に暫時御滞留中、國師は追跡して虎溪に詣り、遂に師祖を拜して落髮受戒、始めて大僧と成らせられた。

其翌嘉曆元年丙寅、國師は默翁妙誠と共に上洛し、南禪に掛錫して師祖の室に入り、參禪學道の第一歩を進められたのは十五歳の時であつた。

此秋師祖は南禪を退き、鎌倉の淨智寺に移り給ふに臨み、國師を後輩の元翁和尚に托せられ侍業の職に在つて精修し給ふこととなつた。

明年師祖淨智寺を退き瑞泉寺に移り給ふや、國師は往いて隨侍せられた。

建武元年甲戌秋、師祖勅命を奉じて南禪に再住し給ふこととなり、元國より來朝の竺仙禪師が、師祖の後を承けて淨智寺に住せらるゝや、國師は又竺仙に參じ、書狀の侍者と爲られた、其開堂の日、多數の雲水は元語に通じないので、一人の問答に出る者がなかつた、國師は其状況を観て徐ろに位を離れ、巧に元語を操つて宗要を質問し、大に一衆の驚嘆を博せられた。

三分座說法、傳法

興國四年——北朝康永元年壬午秋七月、師祖は眞如寺の寺務を謝し給ひたるを以て、大檀越こうのものなを高師直は國師を請じて住持たらしめんとしたが、國師は堅く之を辭せられた、師祖も亦國師の

年尚ほ少きを以て、強いて勸奨することを避けられた。

此年竺仙禪師は南禪寺に住し、國師を請じて第二位——後堂首座に充てた、因て秉拂即ち分座說法が行はれた、時に僧出でて、

『山は是れ第一、甚麼としてか位、第二に居る』

と問ふた、國師は間に髪を容れず

『二は一に由つて在り、一も亦守ること莫し』

と答へ、滿堂の龍象を感激せしめられた。

興國七年——北、貞和元年乙酉、天龍寺の慶讚大法要が行はるゝに因り、師祖は國師に命じて紀綱の職を司らしめられた。秋九月職満ちて、更に雲庵の監司を命ぜられた。

是より國師は師祖に親炙して萬事を擲ち、刻苦精鍊、長坐不臥の状態を續けられたが、或る日圓覺經を見て、

『一切の時に居て、妄念を起さず』

の語に至り豁然大悟！ 格外の心境を開拓し給ひ、二偈を作つて師祖に所得の境界を呈し、遂に師祖の印可を受けさせられたのであつた。

師祖は傳法の證として『春屋』の號を頒し、且つ法衣一頂を授付せられた。

此時國師は年三十六であつた。

四 御出世と興隆

正平六年——北、觀應二年辛卯、天龍寺第二世無極和尚職を退かれたるを以て、師祖は再び丈室に據り給ふことを餘儀なくした、此時師祖は七十七の御高齡に達せられ、餘程應接に御辛勞であつた、故に凡そ寺務に就て稟申する所あれば『詫首座に問へ』と仰せられ、細大の事は縦て國師の御成敗に由つて行はれた。

此年九月晦日、師祖は終に御入滅あらせられた。

正平十二年——北、延文二年丁酉、幕府の延請に應じて初めて等持寺に御出世あらせられた。

翌年正月、天龍寺は鬱攸の厄に遭遇せしを以て、國師は幹事の職に當つて興復の事業を起し自ら土木の労役に服し給ふの御熱誠に動かされ、四方の檀越は田園又は資財を喜捨すること昔日に倍し、未だ幾ならざるに全く舊貫に復した。

十六年——北、康安元年辛丑冬十月、又臨川寺が火災に罹つた、同門諸老の間に

『國師が寺務を領ぜれば興復の見込なし』

といふに意見が一致し、遂に鉤命を以て國師を雲居庵より起した、國師は素より出世の御意思なきが故に、再三再四固辭し給ひしも允されず、已むことを得ず十一月臨川寺住職の事を領ぜられ、周歲ならずして復興の工事は完成した。

是皆國師御盛徳の然らしむる所と申さねばならぬ。

五 皇室との關係

正平十七年——北、貞治元年壬寅、後光嚴天皇、先夢憲正覺國師の遺徳を御追慕あらせらるゝの餘特に國師を召して戒法及び衣盃を受けさせらる、之に因り先國師は更に國師號御宣下の御内旨があつた、國師奏して曰く、

『先師、道三朝に合ひ、特に徵號を賜ふこと數回、先祖佛光、佛國の二師に至つては、未だ國師號の御沙汰を蒙らず、願はくは今日二師を追謚して、盛徳の尊きことを旌はし給ふことを得ば、何の恩榮か之に加へん』と、

上、其言を御嘉賞あらせられ、佛光に圓滿常照と、佛國に應供廣濟と何れも國師謚號を賜はつた。

翌年秋七月、光嚴法皇の院旨を奉じて伏見の賀王山大光明寺に住し、其二十二日、聖旨を承けて恭しく國母光儀門院七周御忌の法要を虔修し、其說法の筵には法皇の臨御を辱ふした。

正平十九年——北、貞治三年甲辰四月、光嚴法皇は大光明寺にて國師と御對話あらせらること終日、數々の御遺囑を蒙り、六月又左の御書を賜はつた。

「竊かに以れば、達磨の一宗は只よ禪定を修するに在り、禪定若し修せざれば、教外の宗地を掃つて盡きん、是を以て曾て小願を發す、滅後平生一鉢の資縁を將て、永世用ひて専ら坐禪を好む者の粥飯に充てよ、切に我が願に違ふこと莫くんば幸なり」と。

是に由つて天龍寺にては、僧堂の外別に常牧寮を置き、十六員の精修の僧を置くことゝ爲つた。

國師は法皇の御爲に、御壽塔を天龍寺彌内の金剛院に奉建せられた。

法皇は其勳績を御嘉獎あらせられ、永世國師の門派をして院主たらしむべく御欽定あらせられた。國師は法皇の御登遐、五七、盡七の御諱、何れも勅を奉じて法要を虔修せられた。

秋七月、法皇御登遐、五七、盡七の御諱、何れも勅を奉じて法要を虔修せられた。

十年の後、元中元年——北、至徳元年甲子冬十月、後圓融上皇の院旨を奉じ、大光明寺に於て國母陽祿門院三十三回御忌の爲に、陞座、轉經等法要の盛儀が行はれた、上皇は國師の普說を御聽聞遊ばされ、其博辯を御叡感あらせられた。

れた。

正平十八年——北、貞治二年癸卯、幕府の管領細川賴之は、其封地阿波國補陀寺の側に光勝院を創建し、國師を屈請して開堂慶讚の儀を行ふた。

時に國中大饑饉に際し、塗に多くの餓莩者を出した、國師は大に慈愍の心を動かし給ひ、連日に亘り餌粥を作りて、貧人乞者に施與を行はせられた。

六 細川賴之の歸齋と國師の御教濟

國主以下官吏は皆此舉に隨喜し、之に效ふて救助を行ひ、多くの餓民を蘇息せしむることを得た。

翌年二月、賴之は西山景德寺を開創して成り、又國師を迎へて開堂慶讃の儀を行ふた。

七 天龍寺三住

北朝貞治二年十一月、天龍寺は住持の席を虛ふした、時に中原の鹿を獲んと欲する運動者が相當に猛烈を極めた、一山の老翁は深く之を憂へ、胥議して

「雲居塔主をして補處せしむるに如す」

と一決し、官府に稟して鈎帖を齎らし來り、強いて國師を起した、國師は志靖退に在りと雖も、衆請に迫られ已むことを得ずして領諾せられ、上堂の日出世の始末を詳細に自叙せられた。（全文は年譜に見ゆ）

是れ初住である。

六年丁未三月、天龍寺復た災に遭ふた、幕府國師を請じて再び住持たらしめ、復興の事業を完成した。

是れ再住である。

弘和元年——北、永徳元年辛酉、鎌倉元帥、建長寺住持として國師を懇請し、既に之を御肯諾あらせられ、御發輶の期日も決定してゐた、然るに義満相公國師を止めて曰く、

『先正覺國師三十三回の遠諱も近きに在れば、何卒建長寺を辭して天龍寺に住持せられたい』と、

國師は相公の懇命にむを得ず、竟に建長を辭して、翌二年天龍寺へ御入寺あらせられた。

是れ三住である。

然して三年秋九月、遠諱の終ると同時に、十月一日金剛院へ御歸退あらせられた。

八 御 隠 退

正平二十四年——北、應安二年己酉、南禪寺、山門建築に際し、延暦寺と所領地界の件に就き爭議を起した、國師は細川頼之に建議する所があつたが、延暦寺の強硬なる檄訴の爲、頼之は明快なる裁決を下し得なかつた。竟に南禪の一衆は衣を拂つて分散した。

之に由つて國師と頼之との間に塹溝を生じ、國師は天龍の勝光庵に潜居し給ひ、自ら西河の潛子と稱せられた。

其翌年幕府は南禪の舊規を回復せんと欲し、特に頼之に命じて、公帖を齎らし國師を勧請した、國師は堅く辭して御應諾がなかつた。

頼之は憤然として辭し去つた。

其十月、國師は幕吏と感情の融和を闊くを以て、遂に自ら丹後の雲門寺へ御退隱成させられ

た、國師は常に風月を友とし、地爐に菓を焼いて枯淡の生活に甘んじ給ひつゝ、古今の因縁を商量して、専ら後進の策勵を事とし給ひ、

「曹谿門下俗談を容さず」

と榜を掲げて、一語の世縁に觸ることを許されなかつた。

其間九年、唱酬の詩文を門人輯めて『雲門一曲』と題した。

九 幕府の迎招と南禪寺御住山

天授五年——北、康暦元年己未、幕府は特に使者を遣はして國師をお迎へした。

國師は老病と稱して堅く御辭退に成つたが、使者の懇請已むを得ずして御肯諾、閏四月御歸洛、一時雲居庵に御安下、六月、勅命を奉じて南禪寺へ御入寺あらせられた。そして未だ歳を終へざるに僧堂、庫院等の新築總て完成した。

十 僧錄司と國師號

此歲十月十三日、將軍義滿公、勅旨を奉じて國師を天下僧錄司に任じた、其教書に

天下僧錄、禪家事、殊爲佛法紹隆、所レ令レ申也、早可レ有ヨ御ニ存知此趣ニ候、恐惶敬白

右大將義滿（在判）

春屋和尚禪室

とある、是即ち本朝僧錄の權輿である。

國師が僧錄職に就き給ふや、凡そ叢林に主と爲る者にして、戒行嚴潔、道徳高遠、何か一つの長處あらば必ず登庸せられ、山林巖穴に幽潛する者迄も探求して遣さず、之に山り、諸方の叢社咸な廢を趕し弊を救ふて、制規一新した。

十二月、後圓融天皇、國師を内道場に請じて、親しく衣孟戒法を受けさせられた。

明年正月二十六日、勅使詔書を捧げて山に入り、特に國師徽號を下賜せられた。詔書の御文に

天下太平興國南禪寺住持春屋和尚、乃爲正覺國師之上足也、親受國師付囑、深明心法根源、道著一代、德被萬邦、所謂僧中之龍、法中之王者也、朕辱迎內殿、受付衣之儀、而執弟子之禮、聞法恩大、皇天罔極、爰加智覺普明國師之號、用旌皇天之下一人之尊ニ云、

康暦元年十二月二十八日

とある。國師は即日上堂說法、聖恩を謝し奉られた。

十一 通天橋架設

國師が僧錄職と爲らせ給ふや、叢社の頽廢は續々復興の功績を擧げたが、東福寺の如きも久

しく豪族の爲に境内を占據せられてゐた、國師は官に稟して悉く之を回収せしめられた、そして寺後の谿深ふして、開山祖塔常樂庵に交通するには不便尤も甚しく、一衆の困難は言語の能く盡す所ではなかつた、國師は深く之に同情を寄せ給ひ、親しく實地御踏査の上、康暦二年、棒斧を芟り荒蕪を治め、新たに直徑の大路を開鑿し、谿上に一大橋梁を架して「通天」と號し、國師親しく額を書して之を掲げ、且つ偈を作つて其落成を慶祝し給ひたるは、康暦二年八月上旬であつた。其偈は

揮^二却風斤^一支^二落霞^一、虹蜺千尺^二截^一奔渡^一、通天一路脚眼下、來往人從^二鳥道^一通、

といふのである、一衆之を和韻し雕鏤して額と爲つてゐる。

是より先正月二十六日、國師は又幕府に稟して普門寺の班位を陞^一せて十刹に列せられた。東福一山は、是等國師の烈勳に感激し、胥議して國師を宗主として屈請したれども、國師は斷じて御肯諾がなかつた。

十二 寶幢寺御開創

此年義滿相公は、異人の夢の告に依り、延命增福のため、嵯峨に覺雄山大福田寶幢寺を開創し、國師を請じて開山と爲し、更に寺後に一小院を建て、開山塔と定め、鹿王院と號した。

至徳二年春二月、相公、寶幢寺の班位を十刹に列した。

十三 大本山相國寺の創立と開山

足利將軍義滿公は、熱烈なる求道者にして、豫てより室町邸の隣接地に一小禪苑を創め、道心堅固の淨侶五十名乃至百名を選んで之に止住せしめ、自己も亦衆僧と共に道を修めんとするの心願であつた。

此山を國師と義堂和尚とに諮詢すると、二師は言葉を揃へて

『從來開かれた禪苑は、何れも千人以上の僧衆を收容すべく規模宏大である、相公が折角の御發願ならば、佛種紹隆の爲、宜しく大叢林を建設せられよ』

と勧告せられた。

公は之に動かされ、つい大伽藍を創立すべく決心した、それは弘和二年——北朝永徳三年九月、十月の交であつた。

新寺創立と共に當然起るべき問題は、開山始祖の件である。

公は常に國師を渴仰し、國師の爲には親ら鞋襪を捧ぐる程の敬虔者であるから、國師を指いて外に開山として奉戴すべき碩徳は、公の心中には断じて繪き出し得ないのである。

此時國師は、天龍寺住持の任期既に満ち（十月一日）金剛院に閑居あらせられた。

公は親しく金剛院に駕を枉げ、辭を盡して新寺開山に懇請した。

謙讓の御徳彌深き國師は、固辭して敢て自ら當り給はず、時の名流兩三輩を列舉せられた

が、何れも公の満足を獲るには甚だ薄弱であつた。

國師は己むを得ず、

『然らば先師夢窓正覺國師を追請して開山始祖と爲し給はゞ、山僧は敢て住持の事を掌らん』

との折衷説を提出せられ、これ決定した。

畢竟事實上眞の開山と些しも變りはないのである。

十四 同 起工と落慶

十月三日、公は新寺創立の事を奏請して勅許を仰ぎ、嚴命の下に神速に工事に着手し、天下の諸侯に課して工役を助けしめた。

公は親ら工事を監督し、且つ大佛殿の基礎工事には、龜山法皇が南禪寺佛殿勅建の芳躅を攀ぢ、又尊氏公が天龍寺佛殿建立の先例に依り、義堂和尚と土を搬び基を築いた。

十二月十三日、國師は新住持として御人寺遊ばされ、即日豫定の通り先師夢窓正覺國師を追請して、開山の儀を表せられた。

其二十五日、公は寺領を定めて寄進狀を下した。

元中元年——北、至徳元年甲子、大佛殿落成し、山を「萬年山」と稱し、寺號を「相國承天禪寺」と定めた。

萬年は、皇祚武運共に萬年の祝禱の意に取り、相國承天は、大相國義滿公が天旨を奉承して創立した——といふ意に取つたのである。

翌三年七月十日、幕府は寺格を五山の第二位と定めた。

一

十月、國師は法燈を常光國師空谷和尚に傳へて御退職、寶幢寺へ御歸駕あらせられた。

國師御退山の後、當山は常光國師に憑つて諸堂伽藍等建築の成功を告げたのであつた。

十五 御違和と御入滅

元中四年——北、嘉慶元年丁卯、秋九月、國師は御違和に因り、鹿王院に移り御靜養あらせられた。

十二月十二日、龍湫和尚を請じて該院本尊釋迦如來、彌勒尊佛の安座點眼供養が行はれた。齋後、國師は和尚と共に先師夢窓正覺國師御在世中の事共を語らせられ、且つ今時法道の陵夷を論ぜられ、聞者をして感嘆の涙に法衣の袖を絞らしめられた。

翌五年——二年八月十二日暮夜、侍僧に向つて

「吾れ世縁已に盡きたり、汝等と永久の訣別を作さん」と仰せられ、筆紙を索めて

幻生七十有餘年、了却先師未了縁、一國黃金收拾去、古帆高掛合同船、
の遺偈を疾書し給ひ、十三日黎明、怡然として眠るが如く大涅槃に入らせられ、至人の化門は
永久に鎖されたのであつた。世壽七十八、僧臘六十四。

即日午時、弟子等眞身を奉じて鹿王院の御壽塔に窓め奉つた。萬衆慟哭して考妣を譽ふが如
くに哀悼した。

平生勞る所の爪髪を分つて、南禪寺の龍華院、當山の大智院、建長寺の龍興庵に瘞めて何れ
も靈塔を奉建した。

十六 御性格其他

國師の御天性は純粹にして、其襟度は豁如——他の言葉を以て言ひ現はせば、所謂る『天空
海闊』とでも申すべきであらうか。

之を望めば儼然として怖るべく、之に近づけば藹若として春の如し。其道德一世に高きが故
に、上は王公大人より下は士庶人に至る迄欽仰せざる者はなかつた。

凡そ法雨に浴した四部の弟子は八千五百有餘人、而して嗣法の上足は、萬宗中淵を首として
都て一十九名であつた。

高麗王遙に偉德を景慕し、使を遣はして幕府に好を通ずる次、金樓の大衣を贈り、且つ工に
命じて慈像を繪かしめ、齋らし歸つて瞻禮した、其使者一行二十五人も亦皆衣盂戒法を授かつ
た。

國師が御開創又は御復興の道場は、大本山相國寺を始として、寶幢寺、鹿王院、南禪の龍華
院、建長の龍興庵、防州の永興寺、備後の天寧寺、豫州の安國寺、羽州の崇禪寺、但州の藏雲
寺等は、史籍又は現實に存する所であるが、其餘は詳でない。

若州の末寺三十餘箇寺は、全部國師の門派である、近代北海道にも、國師を勧請開山とする

「明覺寺」が創設せられた。

十七 發願文署

貞和六年春二月、國師は願文數十件并に誓言を作製して師祖に呈し、進道の熱誠を披瀝せられた、原文は餘程長文なるが故に、略して其要のみを擧げ、私かに題して發願文署と曰ふ。我れ慳貧を見て、當に願はくは衆生とともに、速に檀波羅蜜を成就することを得ん。我れ毀禁を見て、當に願はくは衆生とともに、速に戒波羅蜜を成就することを得ん。我れ嗔恚を見て、當に願はくは衆生とともに、速に忍波羅蜜を成就することを得ん。我れ懈怠を見て、當に願はくは衆生とともに、速に進波羅蜜を成就することを得ん。我れ散亂を見て、當に願はくは衆生とともに、速に禪波羅蜜を成就することを得ん。我れ愚痴を見て、當に願はくは衆生とともに、速に慧波羅蜜を成就することを得ん。

般若の力に依て、當に願はくは衆生とともに、地獄天宮化して佛道を成ぜしめん。禪定の力に依て、當に願はくは衆生とともに、魔外を降伏して常に法輪を轉ぜん。精進の力に依て、當に願はくは衆生とともに、闡提を攝化して三寶に歸依せしめん。忍辱の力に依て、當に願はくは衆生とともに、嗔恚の者をして無諍の域に入らしめん。淨戒の力に依て、當に願はくは衆生とともに、毀禁の者をして惡越の果を轉ぜしめん。布施の力に依て、當に願はくは衆生とともに、飢渴の者をして法食の樂を與へん。

十八 大慧禪師の再來

國師の上足昌樹書記の「夢中像の記」に據れば、國師の行跡が、宋の大慧禪師のそれと酷似の點が往々にして在る、試みに之を擧ぐれば

(一) 大慧禪師は宋の高宗皇帝の紹興十一年より、衡、梅の間に貶謫せらるゝこと十七年、後

ち召還されて育王山に住した時は六十九歳。

(一) 國師は應安四年の冬、事を謝して丹後の雲門寺に隱棲し給ふこと九年、康暦元年夏、俄に台翰を得て洛に歸り、勅を奉じて南禪に住山し給ひしも亦六十九歳。

(一) 禪師七十歳の正月十日、旨を被つて徑山に遷住。

(一) 國師七十歳、南禪寺を退き、幾くもなくして天龍寺に御再住。(永徳二年七十二)

(一) 禪師七十三、四月徑山の事を謝し明月堂に退隱。

(一) 國師七十三、十月一日全剛院に御靖退。

以上は昌樹書記が記す所である。

編者は更に蛇足を添へて

(一) 禪師は宋の高宗皇帝より謚號を「普覺」と賜はつた。

(一) 國師は後圓融天皇より徽號を「智覺。普明國師」と特賜せられた。

(一) 禪師は「大慧」と號し。

(一) 國師の塔號は「大智」と曰ふ。

「普覺」と「智覺。普明」と同文字が用ひられ、「大慧」と「大智」とは同意である、此處にも何か冥々裏の因縁が存するのではないか?。

要するに是等の事實に従じて、國師は大慧禪師の再來と曰へば、曰ひ得られぬ事もなからう。

然し大慧禪師は機鋒峭峻の猛將、國師は悲智圓滿の菩薩、此點同か?別か?

大智の光(終)

同昭和十一年五月十五日印刷
年五月三十日發行

京都市上京區今出川通烏丸東入
稻葉町四五九番地

發著作兼

小畠

文

印刷人

京都市上京區下立賣千本西入
稻葉町四五九番地

鷹峰

孝

印刷所

京都市上京區下立賣千本西入
稻葉町四五九番地

鷹峰

道

發行所 大本山相國寺遠諱課文書部

電話西陣四一〇五番
振替大阪八七一六〇番

大

道

社

鼎

終

